

第4回

人商いのはなし

令和3年11月13日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

女性や児童が、労働力として、ないしはそれ以上に性的奴隷として売買されることは、古今東西を問わず多かれ少なかれみられる悲惨な現実であり、江戸時代の一関市域も決してその例外ではない。そのなかに男子の売買もなかったわけではないが、残されている記録のほとんどは女子の売買についてである。

そこで、この問題について得られる一関市域の資料はごくわずかであり、とうてい十分な話題を提供できるわけでないけれども、女性をめぐる法としてきわめて重要なので、分かる範囲ではなしてみたい。

I 具体的事例

今回は、早速具体的事例を紹介することから始めたい。

1) 仙台藩領

① 『青山公(=4代藩主綱村)治家記録』巻の88、元禄11年(1698)3月21日条(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』20巻、212・3頁)

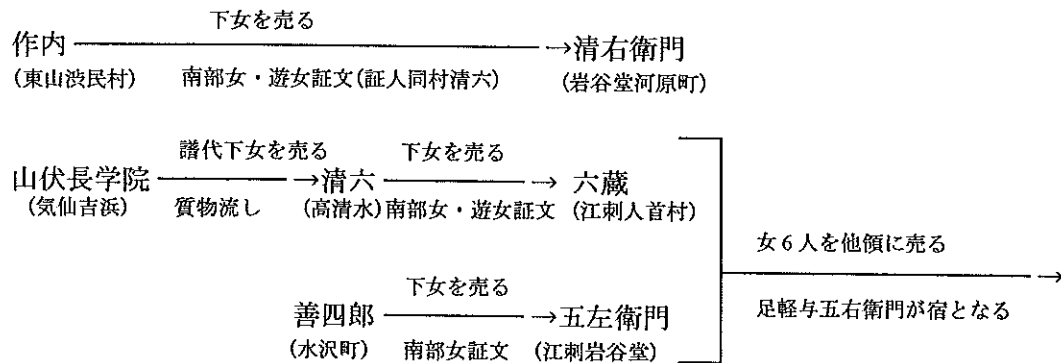
- ・東山渋民村(大東町)の作内は、年貢・諸上納に差し迫り、下女を岩谷堂河原町(現奥州市)の清右衛門に売ることにした。その際、この下女は南部(=盛岡藩領)女なので、他国に出して遊女にしても構わない旨の証文を出した。この罪で、作内は、その所で梟首(=獄門)の刑罰が科されるところだったが、赦に浴して他国追放、妻子奴・家財没収に処された。
- ・作内の親戚である同村清六は、この証文を出す証人になることを頼まれたが、無筆なため事情が分からないまま証人となったので、他国追放に当たるが、同じく赦で1郡追放、妻子・家資はお構いなし。
- ・江刺岩谷堂河原町の清右衛門は、作内の下女を買う際、南部女との証文を出させ、渋民村の帳面に載せてあるにもかかわらず村出し証文もなく他領へ出し、遊女にしても構わないとの証文を好み、先々へもそのような証文を出して売った。その罪でその所で梟首、妻子奴・家資没収。
- ・江刺人首村(現江刺市)六蔵・江刺岩谷堂町五左衛門は、それぞれ領内の女を買い、南部女との証文を出させ、国境の通し判なく他領に売った罪で、その所で磔、道中引きさらし、梟首、妻子奴・家財没収。
- ・高清水(現遠野市)検断孫三郎借屋の清六は、気仙吉浜(現大船渡市三陸町)山伏長学院譜代の下女を質物流しに買い、江刺人首村六蔵に相談のうえ、南部女にして他領

に出し、遊女にしても構わない旨の証文を作って六蔵に売った罪で、その地において梟首、妻子奴・家資没収に当たるが牢死。

- ・佐藤伊勢足軽与五右衛門は、岩谷堂町五左衛門と同郡人首村六蔵が売女六人を連れてきて、多額の金を得て他領の者に売った際、その宿となって様子を知りながら、国境の通し判の有無を問わなかった不届により、他国追放、妻子奴・家資没収。
- ・水沢町善四郎が下女を岩谷堂町五左衛門に売るとき、帳面に載っている女を南部女とする証文を出して売り、五左衛門がその女を他領に出したことが露顕したことにより、その地において梟首に当たるが、赦で他国追放、妻子奴・家財没収。

以上がこの事件の内容であるが、いささか複雑なので関係略図を掲げておこう。

【関係略図】



きわめて多くの登場人物がいるが、このなかで江刺岩谷堂河原町清右衛門・江刺人首村六蔵・江刺岩谷堂町五左衛門・高清水検断糸三郎借屋清六の4人が人買い、いわゆる女衞であろう。東山浜民村の作内・気仙吉浜山伏長学院・水沢町善四郎は、それぞれ自分の下女（どのような労働をしていたのだろうか？）を売った者であるが、いずれもこの下女は南部女であると偽って他領に出すことを認め、さらに前二者は、その下女を遊女にしても構わないとする証文をも作成した。

これに対して、佐藤伊勢足軽の与五右衛門は、岩谷堂町五左衛門と人首村六蔵が6人の女を連れてきて他領者に売る際の宿をした者で、人身売買の事情を知りながら、国境の通し判の有無を確認しなかったという。実態としては人身売買の仲介者ではなかったろうか。

この事例で目に付くのは、仙台領の村の人別帳に記載されている女にもかかわらず、それを南部女と偽って証文を作成していることである。逆にいうと、仙台藩領の女を他領に出すことは厳禁されていたことが分かる。この点は留意しておくべきことである。

なお、冒頭の浜民村作内が下女を売る原因として、年貢・諸上納に差し迫ったことを挙げているのは、人商いの常套句ともいえるが、実際に年貢等に苦しめられていた事実があった可能性もある。古川柳にも「お年貢はこわいものだと 禿しい」「水損の村へのさのさ女衞行き」「水牢は女衞の世話で許される」などというものがある。禿は遊廓の吉原などでおいらんの身の回りの世話をする少女のことで、遊廓に身を沈めざるを得なかった女性たちの多くが、年貢を納めるためだったことを物語る。

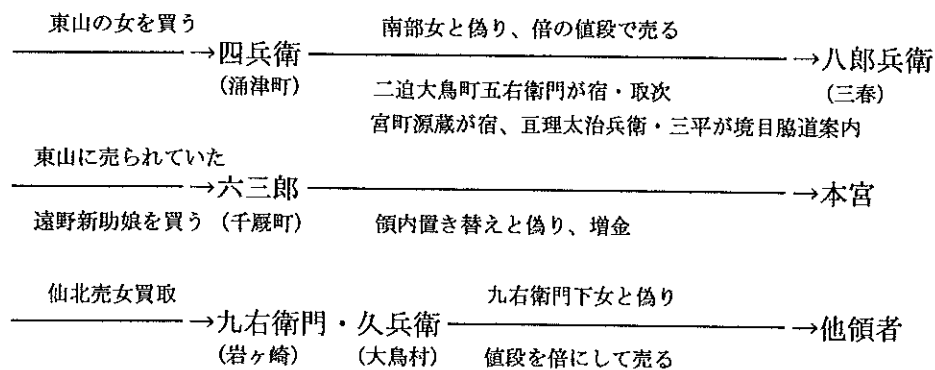
② 『青山公治家記録』後編巻の99、元禄13年(1700)6月27日条(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』21巻、460・1頁)

- ・三春の八郎兵衛が、領内の女を買い取って他領に出し、人商いをした罪で梟首。

- ・二 迫大鳥町（現宮城県栗原市）五右衛門が、三春の八郎兵衛が人商いしていることを兼ねて知っていながら度々宿泊させ、かつ涌津町（花泉町）の四兵衛がその所の女を南部女と偽って売るのを取り次いで八郎兵衛に買わせ、境目脇道を通るとき案内者を頼み、自身も誘引したことで、所において磔。
- ・刈田宮町（現宮城県蔵王町）の源蔵は、三春の八郎兵衛が女を買い取って境目脇道を通るとき、自分の家に宿泊させ、かつ脇道の案内者を頼んだことで、所において磔。
- ・刈田白石亙理町（現宮城県亙理町）の太治兵衛と三平は、三春の八郎兵衛が女を他領に出すとき、礼銭を取って境目脇道の案内をしたことで、それぞれ所において磔。
- ・東山千厩町（千厩町）六三郎は、南部遠野新助娘が東山に売られていたところ、領内に置き替えることを新助の了解を得て、増金を出して買い取り、本宮（現福島県本宮市）に売ろうとして境目脇道を通ったことで、所において磔。
- ・三 迫岩ヶ崎（現宮城県栗原市）九右衛門と二迫大鳥町久兵衛は、共謀して仙北の売女を買い取り、九右衛門下女と偽って、他領者に値段を倍にして売り、代金を分配した罪で、おのおの所において磔。
- ・涌津町四兵衛は、東山の女を買って南部女と偽り、三春の八郎兵衛に倍の値段で売ったことで、所において梟首ながら、牢内で死亡。

この事例も複雑なので、関係略図を示そう。

【関係略図】



本事例の三春というのは、現在の福島県三春町だろう。その八郎兵衛が本事例の中心人物で、明らかに女術である。この八郎兵衛に女を売ったのが、涌津町の四兵衛であり、八郎兵衛を宿泊させながら境目脇道を通る等の便宜を図ったのが二迫の五右衛門や刈田宮町の源蔵、道案内をしたのが刈田亙理町の太治兵衛と三平である。

千厩町の六三郎と岩ヶ崎の九右衛門・二迫大鳥町久兵衛の3人が三春の八郎兵衛と関係があるのか否かは分からないが、いずれも八郎兵衛同様の女術であろう。このような女術が暗躍する人商いのルートが網の目のように張り巡らされて、少なくとも本宮には確実に、あるいは千住や江戸市中の岡場所（＝非公認の遊廓）などに、売られた女性を送り込んでいたのであろう。

③ 『青山公治家記録』後編巻の105、元禄15年(1702)正月18日条（『仙台藩史料大成伊達治家記録』22巻、329頁）

- ・東山大原（大東町）の与八郎は、女を買い取って他領へ隠し通そうとする計画が露顕した。去年も女を他領へ隠し通したので、その所で磔。

・伊具郡小齋（現宮城県伊具郡丸森町）の万七と同郡丸森（同）の与蔵は、おのおの与八郎が他領へ女を通すとき、毎度礼銭を取って脇道を案内した罪で、その所で磔。本事例でも大原の女衞与八郎が、伊具郡小齋や丸森の人商いルートを利用していたことが分かる。

- ④ 『獅山公（＝5代藩主吉村）治家記録』巻の42、正徳4年(1714)3月25日条
- ・三 迫金成駅（現宮城県栗原市）の十次郎と東山門崎村（川崎村）肝入又五郎水呑の正吉は、東山松川村（東山町）の仲兵衛の妹を媒酌すると偽って、無宿又四郎に売って金を食った罪で、本所において梟首。

『治家記録』にみられる一関市域に係わる人商い記事は、以上の4件のみであるが、これ以外に人商い事件がなかったわけでは決してなく、ただ単に記録が残されなかったに過ぎないだろう。

2) 一関藩領

『増補刑罪録』にみられる人商い関係の記事は、残念ながらきわめて限られており、次のごとくである。

- ① 宝暦元年(1751)12月
- ・流金沢村（花泉町）の卯之助が、巾着切りを宿泊させ人売買をさせた罪で阿武隈川・宮川南へ追放、家財欠所とされ、それを制動しなかった卯之助組合7人が戸結10日ずつに処された(252号・1725号)。
- ② 文化3年(1806)12月
- ・一関町(旧一関市)の喜作が、他国者が連れてきた女を、売女とも心得ずに、金子を出して貰い受けた一件に立ち入って世話をしたことで、押込10日に処された(1909号)。
- ③ 安政3年(1856)2月
- ・南部出生の女の奉公を世話し、仙台藩領の者と示し合わせて、他領へ身売りさせたか否かは不分明ながら、給金を自由にして怪しい取り計らいをしたとして、流清水村（花泉町）の作蔵が戸結50日、同金沢村の齋吉が2ヶ年の奴刑に処された(592号)。

これらの事例はいずれも近世後期であり、仙台藩の元禄期の事例と比べるとその刑罰の程度はだいぶ軽くなっている。しかし、当該女性を買ったうえで当地で売女にしたり、さらに他領に出す手段等は、基本的に仙台藩の事例と同様だったのではないかと思われる。『増補刑罪録』以外の資料で確認する必要がある問題である。

3) 仙台藩『治家記録』と盛岡藩『雑書』の双方に記載される事例

- ① 『肯山公治家記録』後編巻の102、元禄14年(1701)5月13日条（『仙台藩史料大成 伊達治家記録』22巻、185頁）等
- ・元禄14年(1701)、松戸（現千葉県松戸市、幕府領等）の九左衛門が南部（＝盛岡藩領）女3人を買ひ、この3人の女を御料（＝幕府領）八丁目宿（現福島市）まで連れ出してくれば礼金を渡すといって、仙台藩領江刺郡岩谷堂町善右衛門に頼んだ。善右衛門は、その内の女1人を仙台藩領亙理町（現宮城県亙理町）平右衛門所まで行って預けたが、後日その平右衛門所で捕らえられた。
 - ・松戸の九右衛門は、すでに仙台藩領を離れていた。

② 『雑書』宝永2年(1705)12月25日条(8巻、857・8頁)等

- ・仙台藩町奉行より12月20日付けの次の手紙が、昨夜飛脚によって届けられた。盛岡藩領宮守(現遠野市)の市助娘の「まつ」を、元禄13年(1700)7月に松戸の九左衛門という者が買い取り、仙台藩領に通してくれと仙台藩領岩谷堂町の善右衛門に頼んだので、善右衛門が「まつ」を連れて仙台藩領に参ったのを捕縛した、九左衛門は行方不明で、善右衛門は仕置きした、女は本所へ返すので連絡する、というものだった。
- ・この手紙に対して、盛岡町奉行より市助の居所は領内の遠野なので、詮議を遂げて追って連絡する旨の返事が25日付けで出されている。さらに28日には親市助を牢舎とし、「まつ」を受け取るため歩行目付1人・足軽2人が任命された。彼らは28日に盛岡を出立した。
- ・年が明けて宝永3年(1706)正月5日に、仙台における盛岡藩御用宿の北目町竹田甚右衛門所で「まつ」を受け取り、無事9日に盛岡に到着し、直接「まつ」を御台所に入れた。なお、親の市助と「まつ」を売ったときに同道した万作の2人が、6月6日に下宮守村で成敗された。

以上の①と②は、まず間違いなく同一事件であるが、事件発生とその解決までの間に4年が経過している。なぜこれほどの時間がかかったのでしょうか？ それは、仙台藩領民である善右衛門の裁判を誰がするかについて、仙台藩と幕府の間で交渉が行われていたためではないか。

- ・仙台藩 → 仙台藩領民の裁判は仙台藩が行い、処罰も仙台藩がすると主張
- ・幕府 → 他領民が関係する裁判(=他領他支配引き合い事件)は、幕府の管轄であると主張

【参考】元禄10年(1697)6月、幕府「自分仕置き令」(『御触書寛保集成』2498号)

一逆罪の者仕置きのこと、

一付け火致し候者仕置きのこと、

右の科人これあらば、兪議を遂げ、一領一家中までにて、外へ障りこれなきにおいては、向後伺いに及ばず、江戸のお仕置きに准じ、自分仕置き申し付けらるべく候、ただし他所へ入り組み候はば、月番の老中まで相伺わるべく候、(後略)

II 人商いに関する仙台藩・盛岡藩の法

以上にみた人商いに対して、諸藩はいかなる法をもって臨んだのであろうか。一関藩の制定法については未見なので、ここでは仙台藩と盛岡藩の法制について確認したい。仙台藩領の女にもかかわらず、南部女と偽ったり南部出生とされる女性が多いことから、盛岡藩の法制を取り上げる必要があると判断するからである。

1) 江戸幕府

仙台・盛岡両藩の法制をみる前に、江戸幕府の法制を参考までに示しておきたい。寛保2年(1742)制定『公事方御定書』下巻、第61条「人勾引お仕置きのこと」には、次の2項目がある。

一人を勾引候もの 死罪

一勾引候ものと馴れ合い、売り遣わし、分け前取り候もの 重き追放

「勾引」は、「こういん」ないし「かどわかし」と読むのだろうが、いわゆる誘拐犯の

処罰規定である。これは死罪という重い刑罰に処されたのだが、東北諸藩等でよく問題になるのは、例えば親が自分の娘などを他人に売る場合である。東北諸藩ではよく「身売り」と称しているが、『公事方御定書』下巻にはこれについての規定がみられない。

江戸幕府は、この問題は奉公契約法の問題として処理している。つまり、親が子どもを奉公人として他人に渡し、その対価として金を借りたり貰ったりするのは、^{ねんき}年季奉公人の契約とみるのである。この奉公契約についての説明は相当細かい議論が必要なのだが、参考までに江戸吉原（現東京都台東区）の遊女奉公の契約書を掲げておこう（石井良助『江戸の遊女』（明石書店、1989年）154~6頁）。

相定め申す年季請け状のこと

一この「やす」と申す女、たしかなる者につき、先だつて京町二丁目片名尾張屋弥助方へ年季身代相定め、遊女奉公に差し出し置き候ところ、このたび弥助殿勝手をもって、当戌閏八月二十六日より来たる丑年十二月二十六日まで、丸三ヶ年間四ヶ月身代金二十両に相定め、右金子残らず確かに請け取り、貴殿方へ遊女奉公に差し出し置き候ところ実正なり、しかるうへは、右女子につき、ほかほかより差し構え候者これあり候はば、われわれ引き請け埒明け、貴殿へいささかにてもご苦労かけ申すまじきこと、

(2ヶ条略)

後日のため年季請け状、よつてくだんのごとし、

文久二年戊辰閏八月二十六日
(1862)

浅草金蔵寺門前 平次郎店

口入れ人 兄 清吉 印

実姉 わとう 爪印

本町二丁目 徳次郎地借

請け人 藤助 印

「やす」事 花の香 爪印

遊女屋 おてつ殿

この証文は、いわゆる遊女の鞍替え(=住み替え)証文であり、すでに尾張屋弥助の店で遊女として働いていた「やす」が、「おてつ」の店に移るものである。年季は3年4ヶ月で、その身代金20両を兄の清吉が受け取ることになっている。しかし、「やす」が弥助に借金をしていたら、その借金を身代金で返済しなければならないから、清吉の手許にはほとんど残らないだろう。まさに弥助と「おてつ」の遊女屋間の遊女売買にほかならない。

2) 盛岡藩

上記の「勾引」と「身売り」をはっきりと分けているのが、盛岡藩が文化5、6年(1808、9)に制定した『文化律』なので、仙台藩より先に盛岡藩の法制をみておこう。

『文化律』第68条

一人勾引候者 死罪

一勾引候者と馴れ合い、売り遣わし、分け前とり候者 遠追放

これは、幕府『公事方御定書』下巻、第61条と同文で、誘拐犯処罰規定である。ところが、『文化律』第103条には、次のような「身売り」の規定がおかれる。

一他領へ娘売り遣わすにおいては 遠追放

世話いたし候者 同断

ただし、女は親類に呼び戻させ、構いなし、
一女を他領へ奉公いたさせ、人主ひとぬしに相なり候においては 近追放
女の人元 過料

ただし、女は人元に呼び戻させ、構いなし、

第1項は親が娘を他領に売り払った場合であるのに対して、第2項は血縁関係のない女を身元保証人になって他領に奉公させた場合のことであろう。これらの規定からすぐに理解されるように、「身売り」で処罰の対象となるのは他領に売ったり奉公させたりする場合であり、領分内での身売りや奉公は何ら処罰されないのである。

3) 仙台藩

そこで、仙台藩であるが、まず、

① 元禄16年(1703)制定『評定所格式帳』第21条「人商いの類」

一人商いの者、ごくもん、
一女を他領へ隠し通し候人商人、磔、手引き、同罪、
一人商いの宿、他国追放、
一売られ候者は、親方へ返しくだされ候、

この条文で注意を要するのは、処罰の対象となるのは「人商い」＝「人商人」、つまり、商売として人売買をしている者＝女衞であり、誘拐してか親から買ってかを問わず、人という商品を扱っている商人ということである。

② 明治初年『刑法局格例調』「盗賊の類」第18条・第19条

明治初年に仙台県が政府に提出した『刑法局格例調』は、幕末期の仙台藩刑法の姿を伝える資料であるが（『藩法史料集成』所収）、その条項に、

一人商い鼻首きょうしゅ、士族は刎首ふんしゅに相行い候こと、
一女を他領へ隠し通し候人商いは磔に相行い候、手引きいたし候者も同等に候こと、とある。これは①の『評定所格式帳』とほぼ同文だから、仙台藩は、人商いに対しては一貫して重い刑罰を科してきたとあっていいだろう。しかし、親が自分の子女を領内に「身売り」することについては、相変わらず規制が加えられていない。年貢・諸役を納入させるためには、庶民の最後の手段である「身売り」を規制することはできなかったのである。

おわりに

仙台藩・盛岡藩とも、領民が自分の娘を他領者に売るとは禁止していたが、自領内の者に売るとはまったく規制していなかった。しかし、現実的には、領分内での売買を装いつつ、実際には他領へ売られることを防ぐことは困難だった。

この他領へ女性を売るとは、女衞と呼ばれる人売買業者が介入し、彼らは女性を他領に出す脱法的なルートを築いている例が多くみられる。それは、誘拐による人身売買とほとんど差のないのが実態だった。

こうした人商いの跳梁ちやうりょうを許した背後には、いうまでもなく年貢・諸役の納入に苦しんだ農村の貧困があった。この現実、グローバルな視点からすれば、実は現在においても一定程度当てはまることである。